

消 防 危 第 87 号  
平成 23 年 5 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・政令指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

「地下タンク漏えい防止規制対応推進事業」に関する経済産業省からの  
協力依頼について（情報提供）

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）等が平成 23 年 2 月 1 日に施行され、製造所等の地下貯蔵タンクのうち、腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク又は腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当するものは、内面ライニング等の流出事故防止対策を講じることとされています。このことを踏まえ、平成 23 年度から経済産業省において給油取扱所の地下貯蔵タンクで腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク若しくは腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当するものに内面ライニングの施工工事若しくは電気防食システムの設置工事を行う場合、又は腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当するものにあつては精密油面計設置工事を行う場合について、その工事に係る費用の一部について補助する「地下タンク漏えい防止規制対応推進事業」を実施することとされています。

今般、経済産業省から別添のとおり当該補助事業の申請書類に関し協力依頼がありました。

当該補助事業に係る補助申請に当たり、給油取扱所の設置又は変更許可申請書、地下タンク貯蔵所構造設備明細書及び完成検査済証等の関係書類の提出が必要とされていますが、当該書類が紛失されている場合であっても、「市町村長等が当該給油所の設置・変更に係る許可・検査を行った内容と照合した書類」の提出をもって所定の書類に代えることも可能とされています。

地下貯蔵タンクの流出事故時の被害の大きさにかんがみると、内面ライニング等の流出事故防止対策は、できるだけ早期に講じられることが望ましいことから、貴職におかれましては、当該補助事業により内面ライニング等の流出事故防止対策が円滑に進められるよう、地下貯蔵タンクの構造及び設置年月日等の照合に御配慮くださいますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知くださいますようお願いいたします。

なお、平成22年6月16日付け消防危第123号「「地域エネルギー供給拠点整備事業」に関する経済産業省からの協力依頼について」により協力依頼のありました「地域エネルギー供給拠点整備事業」は、平成23年度以降も継続して実施されることとされていますので、当該事業に係る地下貯蔵タンクの構造及び年月日等の照合等につきましても、引き続き御配慮くださいますようお願いいたします。

(問い合わせ先)  
消防庁危険物保安室  
担当：中本補佐、竹本係長  
TEL 03-5253-7524  
FAX 03-5253-7534

平成23年5月12日

総務省消防庁危険物保安室長 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
資源・燃料部 石油流通課長

「地下タンク漏えい防止規制対応推進事業」に関する協力依頼について

平素お世話になっております。

当庁では、平成23年度より、石油製品の安全かつ効率的な安定供給体制の確保を目指すため、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）が平成23年2月1日に施行されたことを踏まえ、地下貯蔵タンクの腐食を防止する措置等を履行するために揮発油販売業者が行う腐食のおそれの特に高い地下貯蔵タンクに係る内面ライニング施行工事及び電気防食システム設置工事（以下「危険物漏えい未然防止事業」という。）並びに腐食のおそれの高い地下貯蔵タンクに係る危険物漏えい未然防止事業及び精密油面計設置工事に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する「地下タンク漏えい防止規制対応推進事業」を実施することとしております。

この補助事業の補助申請に当たっては、給油所経営者等に対して、以下に掲げる3点の消防関係書類を提出することを求めています。

- （1） 消防法に規定する地下貯蔵タンクを設置した時点の「危険物取扱所設置許可申請書」写し、又は「危険物取扱所変更許可申請書」写し。
- （2） 上記申請書に添付する「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」（構造・材質の記述があること）写し。ただし「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」に記述が無い場合は、構造・材質の記述がある配管図とする。
- （3） 当該許可申請に係る消防法に規定する「完成検査済証」写し。

これらは、給油所に保管されていることが想定される書類ですが、給油所売買に伴う所有者の変更や、企業の合併等により当初の書類が紛失されている場合があるため、当該給油所の地下貯蔵タンクの構造及び設置年月日については、「市町村長等が当該給油所の設置・変更に係る許可・検査を行った内容と照合

した書類」の提出をもって所定の書類の提出に代えることも可能としております。

以上の点に鑑み、石油製品の安全かつ効率的な安定供給体制の確保という本補助事業の趣旨を御理解いただき、給油所経営者等から各消防機関に対し、「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い」（別紙）による内容の照合をお願いする場合には、各消防機関の御協力をいただきたいので、別添による各消防機関への連絡につき、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、平成22年度に創設し、平成22年6月16日付けで同様に協力依頼いたしました「地域エネルギー供給拠点整備事業」につきまして、平成23年度以降も継続して実施してまいりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成23年5月12日

消防機関 御中

経済産業省資源エネルギー庁  
資源・燃料部 石油流通課長

「地下タンク漏えい防止規制対応推進事業」に関する協力依頼について

平素お世話になっております。

当庁では、平成23年度より、石油製品の安全かつ効率的な安定供給体制の確保を目指すため、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）が平成23年2月1日に施行されたことを踏まえ、地下貯蔵タンクの腐食を防止する措置等を履行するために揮発油販売業者が行う腐食のおそれの特に高い地下貯蔵タンクに係る内面ライニング施行工事及び電気防食システム設置工事（以下「危険物漏えい未然防止事業」という。）並びに腐食のおそれの高い地下貯蔵タンクに係る危険物漏えい未然防止事業及び精密油面計設置工事に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する「地下タンク漏えい防止規制対応推進事業」を実施することとしております。

この補助事業の補助申請に当たっては、給油所経営者等に対して、以下に掲げる3点の消防関係書類を提出することを求めています。

- (1) 消防法に規定する地下貯蔵タンクを設置した時点の「危険物取扱所設置許可申請書」写し、又は「危険物取扱所変更許可申請書」写し。
- (2) 上記申請書に添付する「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」（構造・材質の記述があること）写し。ただし「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」に記述が無い場合は、構造・材質の記述がある配管図とする。
- (3) 当該許可申請に係る消防法に規定する「完成検査済証」写し。

これらは、給油所に保管されていることが想定される書類ですが、給油所売買に伴う所有者の変更や、企業の合併等により当初の書類が紛失されている場合があるため、当該給油所の地下貯蔵タンクの構造及び設置年月日については、「市町村長等が当該給油所の設置・変更に係る許可・検査を行った内容と照合

した書類」の提出をもって所定の書類の提出に代えることも可能としております。

以上の点に鑑み、石油製品の安全かつ効率的な安定供給体制の確保という本補助事業の趣旨を御理解いただき、給油所経営者等から各消防機関に対し、「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い」（別紙）による内容の照合をお願いする場合には、御協力頂けますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成22年度に創設し、平成22年6月16日付けで同様に協力依頼いたしました「地域エネルギー供給拠点整備事業」につきまして、平成23年度以降も継続して実施してまいりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成 年 月 日

(〇〇市町村長) 殿

## 地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い

地下タンク漏えい防止規制対応推進事業の申請に当たり、下記の内容につきまして照合していただきたく、お願い申し上げます。

住 所 (申請者所在地)

氏 名 (申請者名称)

印

## 言 記

1. 設置場所：(当該給油所の住所を記入)
2. 設置者名：(当該給油所の現在の地下貯蔵タンク所有者を記入)
3. 設置地下貯蔵タンクの油種、容量、タンクの種類、設置方法、地下貯蔵タンク完成検査済年月日、塗覆装の種類、板厚及び腐食のおそれが特に高い・高いの別

油種	容量	タンクの種類	設置方法	完成検査済年月日	塗覆装の種類	板厚	腐食のおそれが特に高い・高いの別
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	

上記のとおり相違ありません。なお、本照合書は、上記地下貯蔵タンクの構造等に変更があった場合等、照合の基礎となる事実に変更があった場合には失効します。

平成 年 月 日

(市町村長)

## 地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い 事務取扱要領

### 1 照合書の有効な範囲

本照合書は、地下タンク漏えい防止規制対応推進事業の申請書類として提出される場合のみ有効とする。

### 2 照合の対象

地下タンク漏えい防止規制対応推進事業の申請対象となる給油所の地下貯蔵タンク

### 3 照合の対象

(1) 照合を受けようとする者(地下タンク漏えい防止規制対応推進事業補助金申請者)は、別紙の照合書に必要事項を記載した上で、当該申請給油所を所管する市町村長等(事務処理上の窓口:所管消防機関)に提出すること。

※必ず所轄消防機関へ出向き、地下タンク漏えい防止規制対応推進事業の申請書類の一部であることを説明し、提出すること(郵送は認めない)。

(2) 照合を受けようとする者より別紙の照合書が提出された市町村長等(所轄消防機関)は、照合書の内容について、当該給油所の設置・変更に係る許可・検査(消防法第11条)を行った内容と照合し、内容に不備がない場合は、当該照合書の下段に必要事項を記入する。また、内容に不備があった場合は、照合を受けようとする者に修正を指示する。

### 4 照合書の効力

照合書は、当該地下貯蔵タンクの構造等に変更があった場合等、照合の基礎となる事実に変更があった場合には失効する。

### 5 その他

国からの交付決定を受け、申請者に対し補助金を交付する民間団体等(補助事業者)は、本照合書の管理及び取扱いに注意すること。

(参考 消防法(昭和三十二年七月二十四日法律第八十六号)抄)

第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。)当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣)